

フリーランス新法

(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

糀谷社会保険労務士事務所

代表 糀谷 博和

フリーランス新法の趣旨、目的

- ▶フリーランスが増加している中、発注者とのトラブルが増加している
- ▶特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）が令和6年11月1日施行！
- ▶①取引の適正化 と ②就業環境の整備に関し発注事業者が守るべき**義務**と**禁止行為**を規定

項目	取引の適正化	就業環境の整備
①書面等による取引条件の明示義務	○	
②期日における報酬支払義務	○	
③禁止行為	○	
④募集情報の的確表示		○
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮義務		○
⑥ハラスメント対策に係る体制整備義務		○
⑦中途解除等の事前予告・理由開示義務		○

フリーランス新法の登場人物



業務委託事業者
(特定業務委託事業者)

VS

特定受託事業者



発注者

フリーランス

業務委託事業者
(一定の要件に該当すると
特定業務委託事業者)

特定受託事業者

フリーランス新法でいう「フリーランス」とは？

フリーランスとは、以下の「**特定受託事業者**」のことです

【特定受託事業者】

業務委託の相手方である事業者であって、次の①②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用※しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、**かつ**、従業員を使用※しないもの ★ 1人社長など

※従業員を使用＝雇用保険被保険者（同居親族は雇用保険なし！）

雇用保険の定義＝20時間以上／週かつ31日以上雇用見込み

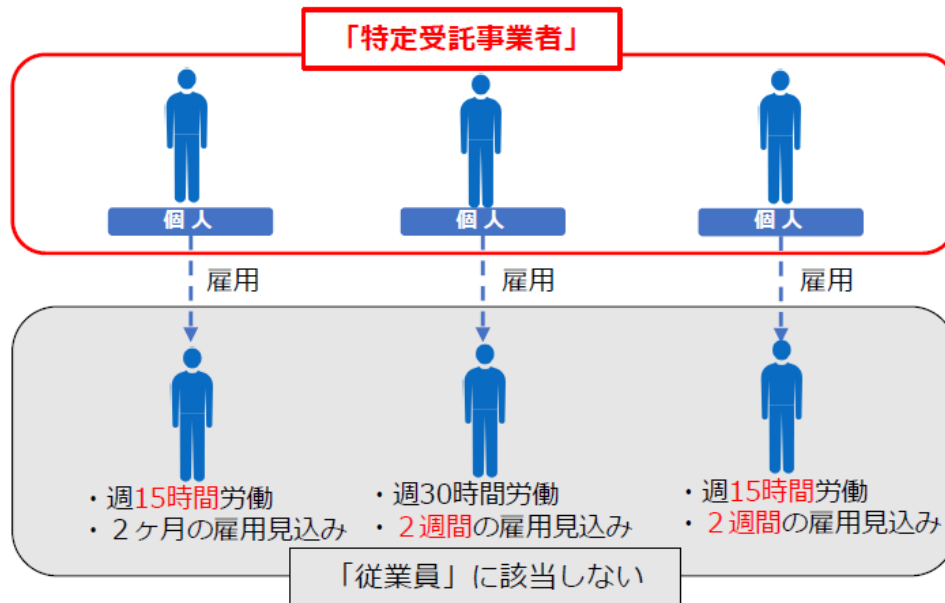
『フリーランスとは？』

	従業員使用可否	+	他の役員
個人	× * 従業員がいても雇用保険該当者なしを含む		
法人	× * 従業員がいても雇用保険該当者なしを含む		

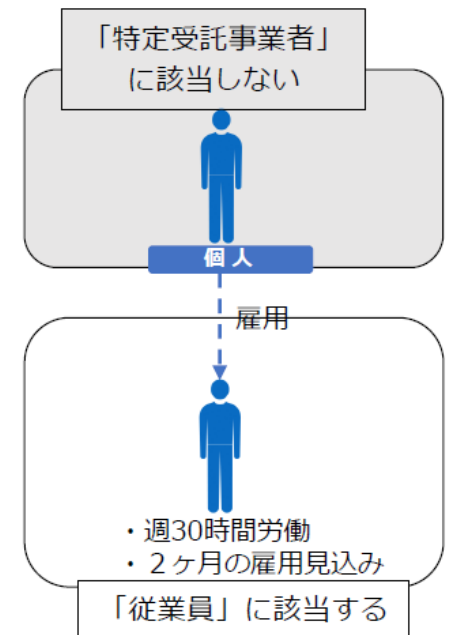
特定業務委託事業者と特定受託事業者 (イメージ図)



特定受託事業者
業務委託の相手方
であって従業員を
使用しないもの



従業員
週所定労働時間が
20時間以上
かつ
31日以上
の雇用見込み



フリーランス新法でいう「発注者」とは？①

発注者とは、以下の「**業務委託事業者**」
(一定要件に該当したら「**特定業務委託事業者**」) のことです

【業務委託事業者】 = フリーランスに業務委託をする事業者

* フリーランス (発注者)

VS フリーランス (特定受託事業者)

もありうる

フリーランス新法でいう「発注者」とは？②

【特定業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用※するもの
- ② 法人であって役員がいる、**または**従業員を使用※するもの

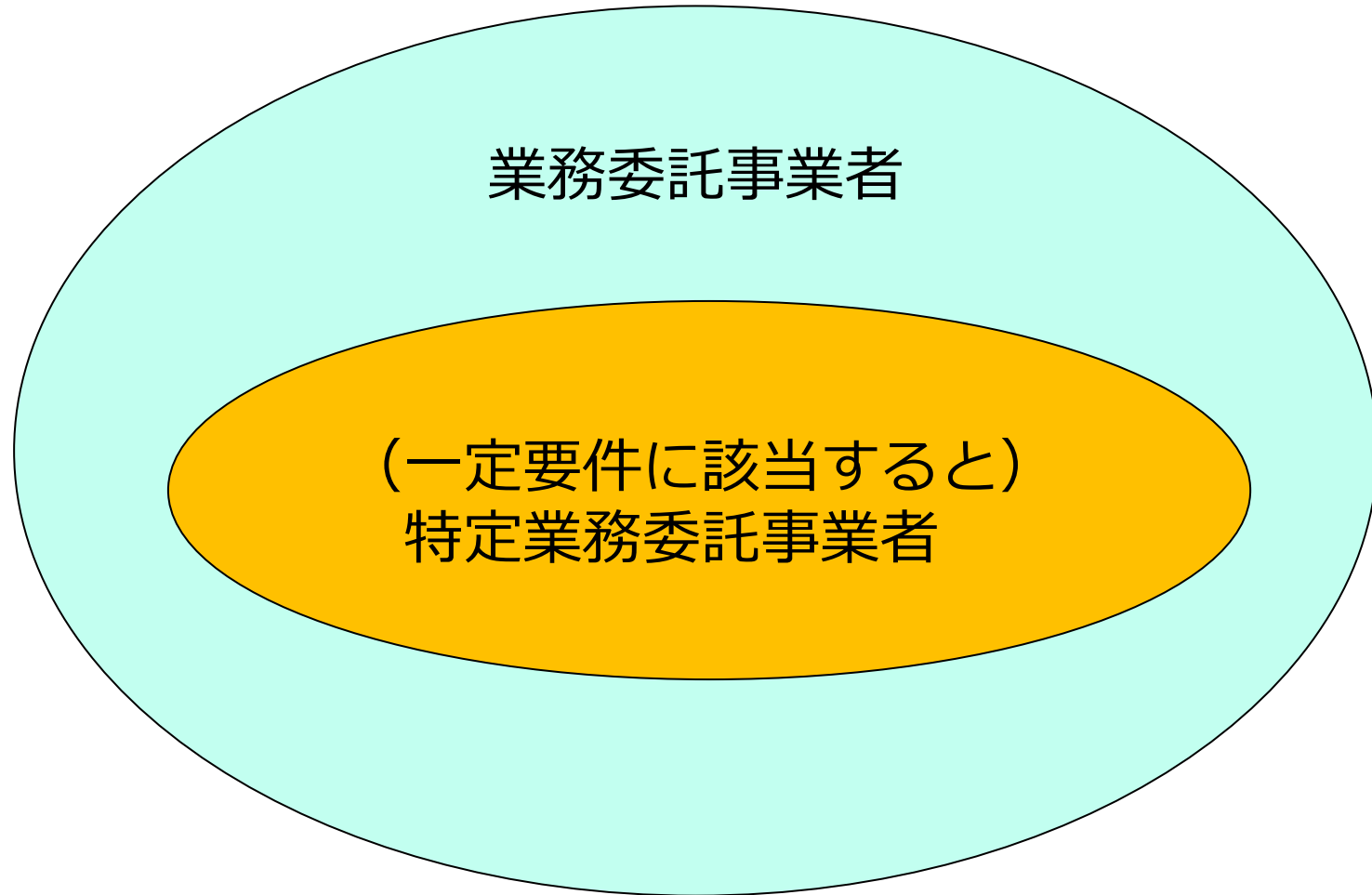
※従業員を使用=雇用保険被保険者（同居親族は雇用保険なし！）

『特定業務委託事業者とは？』

	従業員使用可否	または	他の役員
個人	○*雇用保険該当者がいること		
法人	○*雇用保険該当者がいること		

雇用保険該当者 = 20時間以上/週かつ31日以上の雇用見込み

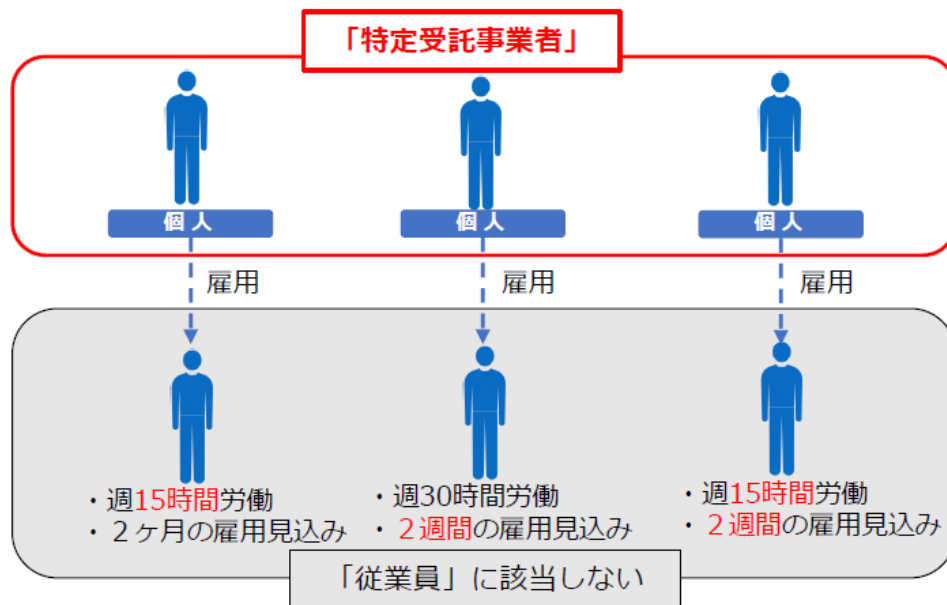
業務委託事業者と特定業務委託事業者



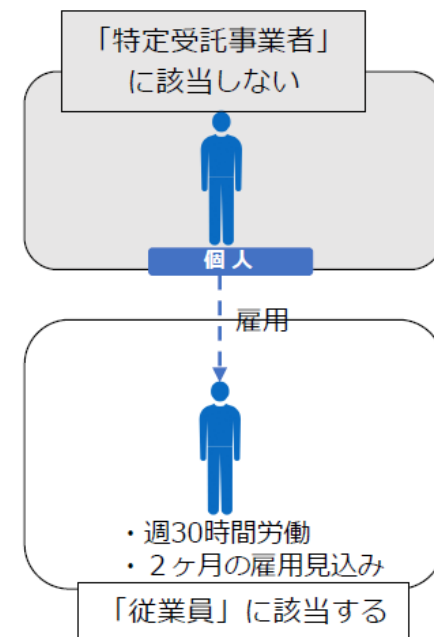
特定業務委託事業者と特定受託事業者 (イメージ図)



特定受託事業者
業務委託の相手方
であって従業員を
使用しないもの



従業員
週所定労働時間が
20時間以上
かつ
31日以上の
雇用見込み

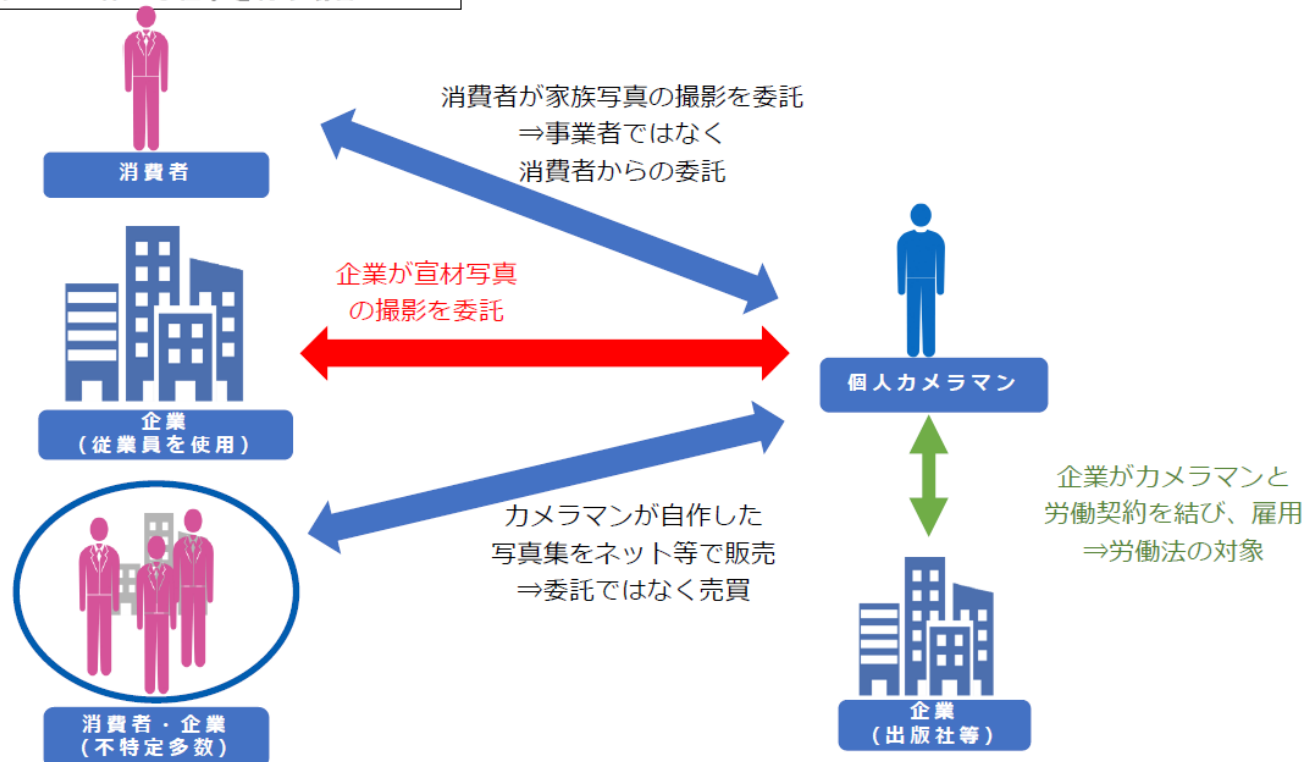


本法律で言う「業務委託」とは？

本法律の対象①

- 本法律は、(特定)業務委託事業者と特定受託事業者(※)との間の「業務委託」に係る取引に適用される。
 - 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する行為をいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容等を指定してその製造や作成・提供を依頼することをいう。
 - つまり、**事業者間(BtoB)**における委託取引が対象であり、下の図の**赤い矢印の取引**が本法律の対象となる。
- (※) 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当する。

(図) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合



義務および禁止行為

発注事業者

義務項目

フリーランス

- フリーランスに業務委託をする事業者
 - 従業員を使用していない
- ※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

①

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

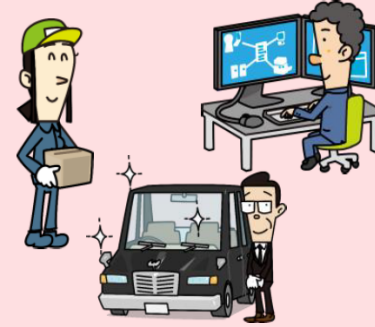
①、②、④、⑥

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

①、②、③、④、
⑤、⑥、⑦

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。
契約の更新により「一定の期間」以上継続して行う
こととなる業務委託も含まれます。

- 業務委託の相手方である事業者
- 従業員を使用していない



義務項目	契約期間	業務委託事業者	特定業務委託事業者		
		契約の長さに関わらず	1ヶ月未満	1ヶ月以上	6ヶ月以上
①書面等による取引条件の明示		○	○	○	○
②期日における報酬支払		×	○	○	○
③禁止行為		×	×	○	○
④募集情報の的確表示		×	○	○	○
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮		×	×	×	○
⑥ハラスメント対策に係る体制整備		×	○	○	○
⑦中途解除等の事前予告・理由開示		×	×	×	○

**ご清聴いただきまして、
ありがとうございました。**

